○防衛省告示第百八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十七日（予備、同月十八日から同月二十日）の〇八〇〇から一七〇〇まで

区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二二度二〇分一二秒

(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二二度四五分五二秒

(ウ)　北緯三二度四五分五二秒　東経一二二度〇九分五二秒

(エ)　北緯三一度四七分一二秒　東経一二二度〇九分五二秒

実施艦その他　自衛艦五隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇七〇〇から一七三〇まで

区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二六度二三分一四秒　東経一二八度一九分五三秒

(イ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯二七度〇六分一四秒　東経一三〇度五九分五二秒

(エ)　北緯二六度一〇分一五秒　東経一三〇度五九分五二秒

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇七〇〇から一七三〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二五度四一分一五秒　東経一二八度五一分五三秒

(イ)　北緯二五度四八分三七秒　東経一二九度〇二分一九秒

(ウ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一二九度二五分五二秒

(エ)　北緯二五度四四分一五秒　東経一三〇度一〇分五二秒

(オ)　北緯二五度四三分二四秒　東経一三〇度三五分五二秒

(カ)　北緯二五度四一分一五秒　東経一三〇度四四分五二秒

(キ)　北緯二四度五三分一五秒　東経一三〇度〇三分五二秒

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十一号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十三年五月九日

防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十三年五月十八日及び同月十九日（予備、同月二十日）の毎日〇七〇〇から一七三〇まで

区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒

(イ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三一度四一分五二秒

(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒

(エ)　北緯二四度一〇分一五秒　東経一三二度五九分五二秒

(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒

(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦その他　自衛艦二隻

一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第九十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　二五・四〇～四〇・三〇（メートル）　〇・一四〇（キロメートル）

後　一九・〇〇～三二・四〇　〇・一四〇

二戸市石切所字晴山八六番二から同市石切所字晴山六七番一まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第九十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年五月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　六七・〇〇～二四六・六〇〇（メートル）　〇・一八〇（キロメートル）

後　六七・〇〇～一〇七・〇〇　〇・一八〇

二戸市石切所字中道一五番二から同市石切所字中道四九番二まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県知事に代わって特定災害復旧等海岸工事を次のとおり施行するので、同法施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定により公示する。

平成二十三年五月九日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　工事の区域

宮城県仙台湾沿岸仙台海岸深沼地区海岸、同名取海岸閖上、北釜地区海岸及び同岩沼海岸相ノ釜

納屋地区海岸（平成十二年建設省告示第千八百十一号で公示した海岸法第六条第一項の規定に基づく直轄工事の区域を除く）に係る海岸保全区域の区域（深沼漁港に係る漁港区域と重複する区域を除く。）

(二)　工事開始の日

平成二十三年五月九日